

暮らしの中の地域材利用活性化事業（継続）

1. 趣旨

地域材利用が国民の間に幅広く普及浸透することにより、地域材需給の拡大を通じて主・間伐等による木材販売収入が森林所有者にもたらされる森林・林業の活性化を進めることは、森林の有する多面的機能（水源かん養、国土保全、生物多様性保全、二酸化炭素吸収等）の高度発揮につながるとともに、林業・木材産業等の振興を通じた地域経済の活性化や循環型社会の構築につながるものである。

しかしながら、地域材の消費者足り得る市民や企業の大多数はこのことについて適切な認識を持っていないか、仮に持っているにもかかわらずどのように行動すべきなのかについて理解が不十分な状況にある。

一方、最近の地域材需給量は17百万m³前後で推移しており、森林・林業基本計画において平成22年の目標としている25百万m³を達成するためには、今後平均して毎年100万m³以上の地域材需要を拡大し、数年間で地域材需要の5割増を図らねばならない、という極めて厳しい状況に置かれている。

さらに、我が国がヨハネスブルグサミットで提唱し、平成15年末に国連総会で採択された「国連持続可能な開発のための教育の10年」が平成17年からスタートし、我が国における循環型社会の実現に不可欠な資材である木材についての幅広い国民の認識の深化と定着に緊急に取り組むことが国際的に見ても重要な課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地域材利用についての取組を緊急的かつ総合的に展開することとし、地域材の具体的な実需を喚起するために国民の理解と協力を速やかに得ようとするものである。

なお、本対策は、「日本の森を育てる木づかい円卓会議」（日本木材学会主催、平成16年4月～11月）における議論及び提言書を踏まえることとする。

2. 事業内容

(1) 消費者の地域材利用を促進する事業

実際に地域材を使用した消費者や企業が環境への貢献度を正確に把握できるような環境情報の提供システムの構築を図るために必要な事業を行う。

① 地域材利用の森林整備貢献度定量化事業

地域材を用いた製品について、原料の種類、量、頻度等に応じ、地球温暖化防止に資する森林整備への貢献度を数値化するとともに、消費者に分かりやすいポイントに変換する基準を検討する。

② 地域材利用の森林整備貢献度実証事業

本システムの効果的な構築を図るために必要な、市場調査や実証調査を行う。

③ 木づかい高度化促進対策事業

一般消費者や企業による地域材利用推進活動、消費者と連携した新しい木材流通への取組等の情報を収集するとともに、これらの取組を助長するための表彰や研究発表会を開催。

①～③の補助事業に加えて団体単独による事業として、

○ このような製品を購入した消費者が貯めたポイントを、提携企業の提供する商品・サービスの購入の際割引等が受けられるクーポン券と引き替えることができる

○ 割引を行った企業は、クーポン券を消費者から回収し、回収したクーポン券の合計額に応じて上記③による認定・表彰を受ける

といった仕組みの創設を検討。

(2) 木の文化の創造に資する普及啓発や情報提供を行う事業

木材についての消費者の広範な疑問を解消するため、木の良さ、木材利用の意義や木造施設の優れた点等について、インターネットを活用した木材利用情報等の提供や利用相談活動等を通じた普及啓発を図る。

3. 事業実施主体

(財)日本木材総合情報センター

4. 補助率

定 額

5. 事業実施期間

平成17年度～平成19年度（3年間）

6. 平成18年度概算決定額

23,167千円（25,741千円）

(林野庁木材課)